

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年10月13日～2022年10月19日)

令和4年(2022年)10月21日

H E A D L I N E S									
政治 ドゥダ大統領の防空ミサイル「パトリオット」視察 首相府長官・EU問題担当大臣の人事交代 ドゥダ大統領とクキス「クキス'15」党首との会談 最高裁判所の「旧裁判官」による声明発表 ドゥダ大統領のイタリア訪問 ラウ外相のEU外務理事会出席 ラウ外相とタックス・タンザニア外相との会談 ドゥダ大統領とエブラヒーム・ライースィ・イラン大統領との電話会談 韓国からの多連装ロケットシステム購入									
治安等 各県が安定ヨウ素剤の配布ポイントを設置 ポーランド企業に対するサイバー攻撃が増加									
経済 EU予算を巡るEUとポーランド政府との見解の相違 ポーランドの対ウクライナ輸出総額の急増 世論調査、過半数が石炭不足は政府の責任であると回答 PGEによる PKP Energetyka 買収の可能性 欧州委員会、ポーランドのエネルギー集約型産業に対する補助政策を承認 原子力発電所建設の技術選定									
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp									

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政治

内政

首相府長官・EU問題担当大臣の人事交代【12日・13日】

12日、ドゥダ大統領は、ドヴォルチク閣僚評議会評議員(大臣)兼首相府長官の後任として、クフチンスキ元下院議長を閣僚評議会評議員(大臣)に任命した。翌13日、モラヴィエツキ首相は、同大臣を首相府長官に任命した。

12日、ドゥダ大統領は、シマンスキEU問題担当大臣を解任し、翌13日、シンコフスキ＝ヴェル＝センク外務副大臣を後任としてEU問題担当大臣に任命した。

ドゥダ大統領とクキス「クキス」15」党首との会談【13日】

13日、ドゥダ大統領は、クキス「クキス」15」党首

と会談を行った。両者は、治安判事に関する法案などについて議論を深めたとされている。大統領府と「法と正義」は、10月には治安判事の制度導入に係る法案に関する作業が完了すると述べている。

最高裁判所の「旧裁判官」による声明発表【17日】

17日、最高裁判所判事のうち30名のいわゆる「旧裁判官」は、改革された全国裁判所評議会(KRS)によって選出されたいわゆる「新裁判官」とともに裁判を行うことを望まないとする声明を発表した。判事たちは、最高裁第一長官に宛てて本件に関する書簡を送付する。現在、最高裁では45名の旧裁判官と45名の新裁判官の90名の判事が裁判を行っている。

外交・安全保障

ドゥダ大統領の防空ミサイル「パトリオット」視察【14日】

14日、ポーランド軍最高指揮官のドゥダ大統領は、ブワシュチャク副首相兼国防大臣とともに、トルンにおいて2018年の米国との契約に基づきポーランドに引き渡された防空ミサイル「パトリオット」の試験を視察した。これは、ポーランドの多層的な防空システム「ヴィスワ」の中層を構成し、下層には英国の「NAREW」、最下層にはポーランドの「PIORUN」が配備される予定である。

ドゥダ大統領のイタリア訪問【16日～18日】

16日から18日にかけて、ドゥダ大統領は、イタリアを訪問し、世界食料フォーラムに出席するとともに、マッタレッラ伊大統領や屈冬玉国連食糧農業機関事務局長と会談を行った。

ドゥダ大統領は、世界食料フォーラムに主賓として出席し、「食料安全保障の確保は基本的な問題である。我々は分け合わなければならない、分け合うべきである」と強調した。また、「ポーランドは、世界の食料安全保障と持続可能な開発のための解決策を講じることに引き続き尽力する」と指摘し、ポーランドはロシアが侵略を止めてウクライナ領域から撤退するよう対露圧力を強めることを求めていくと強調した。さらに、ポーランドがウクライナの領域防衛を支えるだけでなく、ポーランドの港を通じたウクライナの農産物の輸出も支援すると保証し、「速報値によれば、戦争が始まって以来、約100万トンのウクライナ産穀物がポーランドに到着している。これは、ポーランドの主要4港を経由するウクライナ産穀物の輸出量が少なくとも4倍に増加することを意味する」と指摘し、ポーランドがこれらの分野の可能性を高めるための

投資を計画していることを発表した。

マッタレッラ伊大統領との会談では、地域の安全保障問題、ウクライナへの軍事・人道支援提供に関する両国の共通認識、エネルギー安全保障問題、国際連帯などに焦点が当てられた。

屈冬玉国連食糧農業機関事務局長との会談では、食料政策、食糧危機と結びつくエネルギー価格の上昇など世界の地政学的状況、国際連帯について議論された。

ラウ外相のEU外務理事会出席【17日】

17日、ラウ外相は、ルクセンブルクを訪問してEU外務理事会に出席した。ロシアのウクライナ侵略に関する議論の中で、ラウ外相は、最近のウクライナの都市に対する大規模なミサイルとドローンによる攻撃を最も強い言葉で非難し、「ロシアによる民間人や重要インフラに対するこのような野蛮な行為は、ウクライナを支援するというEUの決意を強めるはずである」と述べた。また、ベラルーシがウクライナ侵略に直接関与することは地域全体にとって極めてネガティブな結果をもたらすと警告した。さらに、ウクライナに対する軍事、経済、政治支援提供の継続とさらなる対露制裁の発動を求めた。加えて、ポーランドが重要な役割を果たすことになるウクライナ向けのEU軍事訓練ミッションの創設に関する外務理事会の決定、欧州平和ファシリティからのウクライナ軍に対する第6次支援提供の採択を歓迎した。EU・中国関係について、ラウ外相は、現在の中国の状況はブリュッセルの対中政策を根本的に変えることを要するものではなく、協力には前向きであるが、問題のある事項については適切な行動を取ることもできると評価した。また、北京が常に主権と領土の一体性の

原則にコミットしていると宣言していることを強調した。さらに、中国との経済関係において平等かつ相互的な待遇を確保するためにEUのさらなる努力が必要であることを想起した。

ラウ外相とタックス・タンザニア外相との会談【18日】

18日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したタンザニアのタックス外務・東アフリカ協力大臣と会談を行った。両外相は、両国関係全般について議論を深め、特に政府間融資の枠組においてポーランド企業がタンザニアで実施するプロジェクトに注意を払うとともに、水管理や都市サービスのデジタル化などの将来的な協力分野、タンザニアの開発協力、航空路の発展、さらなる学生交流の深化について話し合った。さらに、両外相は、ロシアのウクライナ侵略の結果に関する評価を共有した。ラウ外相は、タックス外相が初めての外遊先としてポーランドを選んだことは

両国が関係を重視していることの証であり、今回の訪問がポーランド・タンザニア関係のさらなる発展に弾みをつけると確信していると述べた。

ドゥダ大統領とエブラヒーム・ライスイ・イラン大統領との電話会談【19日】

19日、ドゥダ大統領は、イランのエブラヒーム・ライスイ大統領と電話会談を行った。両首脳は、二国間の問題を提起するとともに、現在の国際情勢について議論した。

国からの多連装ロケットシステム購入【19日】

19日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、韓国からK239「Chounmoo」多連装ロケットシステム288基を購入する契約を承認した。来年納入される同システム18基は、ポーランド製のトラックに搭載され、第18機械化師団に配備される予定である。

治 安 等

各県が安定ヨウ素剤の配布ポイントを設置【13日】

各県が、安定ヨウ素剤(ヨウ化カリウム)の配布ポイントリストを公開している。当該ポイントは、放射能障害などが発生した場合に安定ヨウ素剤を配布するための地点となるとのことで、各県の発表によると、本件は予防的措置であり、現在、当該ポイントに赴いても安定ヨウ素剤を受領することはできないという。当該ポイントは各県HPから確認することができ、リストは逐次更新されている。本安定ヨウ素剤の使用などにかかる注意事項は、以下の内務・行政省HPから確認することができる。
<https://www.gov.pl/web/mswia/dystrybucja-jodku-potasu---konferencja-z-udzialem-wiceministra-blazeja-pobozege>

ポーランド企業に対するサイバー攻撃が増加【17日】

17日、当地紙ジェチポスポリタ紙は、米国企業アイアン・マウンテン社による最新の調査により、77%のポーランド企業が、ランサムウェアによるサイバー攻撃の被害に遭ったことが明らかになったと報じた。こうした攻撃は、前年比で約5倍にまで増加したという。10件に8件の割合で、企業が有するデータが暗号化され、当該暗号を解除することと引き替えに金銭を要求されたという。こうした身代金は平均数十万ズロチとなっているが、企業として機密情報の流出や業務効率の低下といったリスクをはらんでおり、実際の金額以上の損害が出る可能性があると考えられる。アイアン社の分析によると、ポーランドは欧州で6番目に攻撃の対象となる国であり、最も被害に遭っている国はハンガリーであるとのことである。

経 済

経済政策

EU予算を巡るEUとポーランド政府との見解の相違【17日】

17日、キールスメーカーEU広報官は、「ポーランドが基本的な条件を満たすまで、投資にかかる費用を負担することはできない」と発言した。他方、ポーランド政府のミュラー報道官は同日、EU予算からの資金ブロックに関する書簡は受け取っておらず、支払い停止に関する情報は虚偽であると断言した。経済専門

家や企業代表は、EU資金の利用を凍結するという大惨事を回避する時間はまだあると強調している。専門家らが指摘する大惨事とは、深刻なズロチ安、ポーランド証券値上げ、債務サービスコスト増加、インフレ、金利上昇といった金融市場の大混乱を含んでおり、EUの支援を受けられなくなることは、長期的には経済の後退、引いてはPOLEXITへの道を歩み出すことを意味している。

マクロ経済動向・統計

ポーランドの対ウクライナ輸出総額の急増【19日】

ポーランド・ウクライナ商工会議所(PUIG)の最新データによると、2022年1～7月のポーランドの対ウクライナ輸出総額は27%増の50億9000万米ドル、ウクライナからの輸入は35%も急増し37億米ド

ルに達した。7月だけでも、ポーランドからウクライナのバイヤーへの商品出荷額は前年同月比54%増の9億7100万米ドルに達した。

輸出業者にとっての問題は、両国間の国境の状況である。ウクライナの対外輸出の大半は、従来は

黒海の港を経由していたが、今は、軍事輸送や人道支援も陸路国境を通過している。9月にジェシュフで開催されたポーランド・ウクライナ経済協力政府間委

員会では、管理体制の改善と臨時国境通過の追加立ち上げ策が発表された。

エネルギー・環境

世論調査、過半数が石炭不足は政府の責任であると回答【13日】

当地世論調査の結果によると、調査対象者の50%以上が現在の石炭供給問題は政府の責任であると回答した。回答者の46%以上が、地方自治体は政府の石炭配給に協力すべきだと考えており、41%はこれに反対している。15.8%の回答者は、ポーランドの石炭採掘量を組織的に削減した前政権が現在の石炭入手の問題の原因であると考えている。

PGEによる PKP Energetyka 買収の可能性【14日】

当地報道によると、サシン副首相兼国有財産大臣は、国営電力会社PGEがエネルギー安全保障にとって重要な事業体の買収を最終決定すると発表した。これはPKP Energetyka を指しているのではないかと報じられている。PGEは数か月前よりCVCから同社を買収することに興味を示している。PKP Energetyka については、2015年にPKP SAが全株式を約15億ズロチで米国ファンドであるCVCに売却したが、最近複数の大型投資を行い、当時よりはるかに高く評価されているため、買収の可能性はかなり高いと思われる。2021年から2025年にかけて、同社はさらに44億ズロチでの投資を目標としている。

欧州委員会、ポーランドのエネルギー集約型産業に対する補助政策を承認【17日】

欧州委員会は、EU国家補助規則に基づき、エネルギー集約型企業に対し、欧州排出権取引制度

(ETS)に起因する電気料金の上昇を一部補償するポーランドの制度を承認したと発表した。同制度は、2021年から2030年の間に発生する発電コストに対するCO2価格の影響から生じる電気料金上昇の一部を補助するもので、総予算100億ユーロと予定されている。

原子力発電所建設の技術選定【17日】

モスクワ気候・環境大臣は、ポーランド原子力開発計画(PPEJ)で使用する技術に関する決定は優先事項であり、数週間以内に行われるだろうと述べた。また、政府は2つの技術を採用する可能性があることを認めた。ポーランド国立原子力センター(NC BJ)のアナリストによると、異なる技術の原子炉を導入することは、フィンランド、韓国、スペイン、スウェーデンが実施したように前例のないことではないという。この場合、2基目の発電所の建設をより早く開始することができ、これにより3基目の発電所の建設戦略を最適化することができ、エネルギー安全保障上も非常に有利になるとしている。他方、デメリットとして、プロジェクト遂行に必要な多くのマンパワーと、2つの異なるサプライチェーンが必要であることを挙げた。さらに、提供されるシステムは異なる規格を使用している(米国のAP1000と韓国のAPR-1400はASME/KEPICを使用し、フランスのEPRはAFCENを使用)。当地紙は、週末にサシン副首相兼国有財産大臣及びモスクワ気候・環境大臣が米国を訪れ、米ウエスティングハウスと会談し契約の詳細について話し合うと報じた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国に

において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発生しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用

することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催中です。

開催場所: Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細: <https://muzeumdrukarstwa.nowytag.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artystow>

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年10月21日(金)～12月2日(月)】

ヘウムノ市のヘウムノ地域博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催されます。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Ziemi Chełmińskiej, Rynek 28, Chełmno

詳細: <https://www.muzeumchelmno.pl/>

【予定】コンサート「バッハ・コレギウム・ジャパン」【2022年10月30日(日)17時】

ヴロツワフ市のヴィトルド・ルトスワフスキ記念国立音楽フォーラムにて、コンサート「バッハ・コレギウム・ジャパン」が開催されます。

開催場所: Narodowe Forum Muzyki im. Witolda Lutosławskiego, plac Wolności 1, Wrocław

詳細: <https://www.nfm.wroclaw.pl/component/nfmcalendar/event/9193>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)